

栗林宣夫著

里甲制の研究

西村元照

本書は一四世紀後半より三百年続いた中国の明王朝によって採用された郷村自治のための制度である「里甲制」を、種々の側面から追求して一書にまとめたものである。全体の構成は里甲制の成立・展開・消滅という時間的変遷によって五章に分け、その内容分析を、里甲制という体制が本来有している自治・徴税・治安維持等々の機能全般に渡って、主として制度史的側面から究明したものである。そこでまず本書の構成に従って、各章ごとの内容紹介から始めることしよう。

第一章では里甲制の施行される過程を扱っている。明初、祭祀集団として存在した里社・鄉厲集団は、祭祀のあとに会飲詭誓を行なう等して集団の連帯意識を培かう効果を果した。この社厲祭祀集団は百戸で構成されていたが、洪武一四年、黃冊編造に伴ない実施された里甲制では、里甲集団は里長十戸・甲首百戸の百十戸で構成されたが、これは十年一役という運営上の便宜のためである。また徭役負担の公平化のためには、各里甲間の戸数差は許されないが、これは帶管戸の操作によって解決された。尤も河北

の屯集落や浙江の半図のように規定戸数未滿の里甲もあったが、これらは特例である。里甲編成と自然村落との関係についてみれば、華北では社集落が普遍的に存在したが、その社を構成している村・莊等と呼ばれる基底村落を組み合わせさせて里甲を編成した。華中・華南では宋代の都保制以来「以戸編里」に慣らされていたから、里甲編成もスムーズに運んだ。里甲制の機能については大きく徴税と教化という両面の役割りを担わされていた。徴税を担当したのは里長・甲首であり、教化を担当したのはが里老人である。里老人は民間の裁判や教化・勸農等の任務に当たったことが教民榜文に書かれている。里甲制は里老人制の成立によって自治機能が確立したものであると説く。

第二章では里甲役の銀納化を扱っている。里長・甲首の職務に徴税・勾撰公事以外に、上供物料の出弁や地方官庁の公費負担があった。これらの職責の中で、上供の品目や数量も時代がたつにつれて増加したが、殊に公費負担の増加は著しかった。当直をきめて地方官庁に奉仕させる(直日支応)という形態が一般化し、事実上「里役」や「里甲役」と呼ばれる徭役に変化したことになる。しかしこれらの負担も、税役銀納化という時の流れに抗し得ず銀納化して行く。上供の銀納は成化頃から始まった。公費の銀納化は江西で早く進められたが、南直隸では里甲銀が成立した。華北の銀納化は一般に遅れたため、上供や公費が銀納化される際、均徭銀差の項目中に入っていることが多い。そしていずれにしても全国的に里甲銀が成立したことは、徭役制度の進展であると述べる。

第三章では一条鞭法が行われることにより里甲負担がどのよう

に解消していったかを追究している。浙江・南直隸・江西等だけでなく、華北における条鞭においても、その施行に際しては公費負担の解決に重点がおかれていた。しかし一条鞭法が施行される以前から、里甲諸役の分解や名称変更などが進行していた。山東では里長役が大戸と里長とに二分されたが、更に大口役に代って櫃頭や取頭が設置されて税糧徴収に当った。華中では自封投櫃が一般化し、条鞭実施後は取頭が取銀に当った。嘉靖期頃には里長役が徴税部門と公費部門とに大きく二分され、名称の変更には地域差が大きいが、かかる里甲役の分解は条鞭の実施によって定着した。しかし里甲役がたとえ分解しても、里長戸の負担は軽減しないから、里長戸が没落し、貧困戸が数戸集って一つの里長役を朋充する場合も生じた。これは里甲制の変化というより、崩壊の兆と見られる。何故なら、明代中期以後、人口の移動現象が目立ち、黄冊作成の際にも盛んに不正が行われた。個々の里甲相互間にも戸数や田土額の差が目立ち、経済力の隔差が開いてきた。その結果、明初以来の一里則一百十戸という戸数原則を維持出来ずに、徭役負担が極端に不均等になったので、「帰併・撥捕・通融」等と呼ばれる里甲の再編成が行われた。そして徭役負担も戸を基準とするのではなく、直接丁と田に対して、しかも毎年課派するという形態が、一条鞭法によって定着するのである。これは明初以来の十年一役という課役原則と全く異なり、里甲制そのものを無意味化するものであったと述べる。

第四章では郷約・保甲制と里甲制とを対比して考察している。

里老人は明初において權威があったが、裁判の不振、申明・旌善二亭の廢弛、不適格者の里老人就任等々の事情が重なり、里老人

の權威が失墜し始めた。里老人制の衰退は里甲制の自治機能を失わせるものであった。ところが明中期以後社会の変動が激しくなり、勢豪が大土地を兼併する一方、無産農民を多数発生させ、彼らは勢豪の下で佃僕となったり、無頼を売りものにして勢豪の命ずるまま郷曲に武断した。一方生産諸力の発展は商人を農村に進出させ、階層分化を促進した。富を獲得した商人は奢侈に耽り、風俗も輕佻浮薄になり、訟争裁判沙汰が絶えないという風潮になった。そこで地方官や郷紳層は里老人による教化の空白を埋めるため、成化より正徳頃にかけて、郷約を次第に採用実施するようになった。郷約は元来士大夫層の家礼を郷村教化のために拡大延用したものであり、嘉靖年間に呂氏郷約が全国に広がった。また嘉靖八年以来、郷約と社倉とが一对として全国に命じられると、その内容も木鐸老人等による「六諭」の講解が中心となる。郷約とほぼ同時に治安維持のための保甲法も普及してきたが、両者は結合されることが多く、郷約保甲組織というものが出来上り、社倉・学校・義塚等の施設をも併設してその機能を拡充していった。郷約は里老人制の延長とする解釈もあるが大きな違いもある。つまり郷約・保甲の管理運営には地方官や郷紳層の指導力が強いこと、また保甲には十家一甲・十甲一保の編成基準はあるが、あくまでも自然村を基盤として組織されるものであり、また郷約保甲は単に教化機能であるばかりでなく治安維持と相互扶助の機構でもあったからである。従って郷村自治組織は里甲集団から郷約保甲集団に移行したものと見えるという。

第五章では里甲制がどのようにして消滅したかを清朝初期の社会において概観している。清朝は初め里甲制を継承したが、黄冊

が形骸化したため戸口管理機能を失った。そこで康熙末年保甲法を全国的規模で確立した。里甲制の衰退は里長の任務を次第に、收稅事務担当者である圖書・里書等と呼ばれる書手の手に移行させたが、このことは同時に、徵稅事務が里長という徭役から、書手による専門職に転化したことをも物語る。また明末以来頭在化していた「以戸編里」原則から「以田編里」原則への代替も清朝では急速に進み、江蘇の均田均役、浙江の均里、湖北・広東等の均糧編里として展開された。しかしかかる均田均役法も業戸の居住地と田土の所在地が離れていることや、土地所有関係の変動等には対応し切れず、江蘇では版圖の法が行われたが、やはりこれでも徵稅の不便さを除き切れなかった。そこで雍正年間、地丁銀制の実施とともに、浙江・江蘇等では順莊が一般に行われるようになった。順莊とは各業戸の居住する集落地（つまり莊）で、莊単位に徵稅するものである。これは自然村が徵稅の單位になったことを意味し、従来の里甲制のような人為的行政村を徵稅單位とするものとはすっかり変化したことになるが、かかる変化を可能ならしめたものは、徭役制度の改革により役負担の公平を考えて鄉村を組織する必要性がなくなったからであると言く。

以上で本書の内容紹介を一応済ませたのであるが、筆者の力量不足のため、著者の論旨を的確に伝達し得たか否か心配である。次に本書を通読して筆者の気付いた疑問点や特徴を以下数箇条にまとめてみよう。(1)著者は第二章と第三章において、里甲銀が如何にして銀納化され、やがて一条鞭法の中に吸収されてゆくかの過程を詳細に論証される。この真摯な努力には敬服させられる。ところが著者が結論として提出されるものは、里甲役の解

消によって里甲制という制度が崩壊することのみであって、里甲銀が解消し条鞭が実施されることによって、在地鄉村の徭役負擔者の負担が、トータルとして軽くなったのか、重くなったのか、それとも全然変化しなかったのか、更にはその変遷を揺り起した構造的基盤が何であり、その歴史的要義がどこにあるのか等々といった問題があまり問われていないのは、折角史料操作に並々ならぬ努力が払われているだけに、そこから導き出し得たかも知れない新発見が置き去りにされたように思えて残念でならない。この問題の解明に著者が一層の熱意を傾けられることを期待する。(2)第四章において郷約が嘉靖期から、しかも保甲法と一体化して普及するに至ったことについて、著者は幾多の原因を列挙されるが、結局は里老人制衰退の肩代りとして、新たな秩序維持のための制度が必要だったからだと理由に統括してしまわれる。基本的にこの指摘は納得出来るのであるが、しかしここでむしろ問われなければならない問題は、嘉靖期という時点で於いて郷約が、しかも保甲と一体化した形で全国的に普及するに至った原因として、著者の指摘する如き莫然たる社会の変化・制度の弛緩等だけで十分な説明になっているかということであろう。周知の通り、正徳期には殆んど全中国に影響を与えた一大農民戦争が勃発していた。この農民戦争を正徳十六年に都察院右僉都御史江西巡撫として王守仁は徹底的に鎮圧したのであるが、この時かの有名な十家牌法(保甲法)と郷約とが彼によって実施されたのである。とすれば郷約保甲法とは栗林氏の説かれるように結果的に癒着して一体化した制度となったのではなく、その由来がどうあれ、ともかくこの時点では、もともと両者は一對の機構制度として、まさ

に動乱後の社会を安定させ秩序立てるために、権力者が意図的に作成したものとすることになりはしないだろうか。つまり嘉靖・万曆期に見られるという大きな歴史的画期の一翼を担うものとして、郷約保甲法は出現しているのではないだろうか。かかる郷約保甲法の位置づけをするなら、当然派生すべき次の問いとして、王守仁の目差した郷約保甲法が社会をどのような階級構成の下に安定的に秩序立てようとしたものであり、また江西以外の地方にどのような形で波及していったものか、また呂氏郷約との関係はどうか、陽明学の普及との関係は如何等々といった無数の疑問が生じて来るのであるが、本書においてその明確な解答を見出すことが出来ない点は残念である。(3)本書二三頁において著者は既存の社集落と移住開墾によって生じた屯集落とを河北において対立させ、屯集落をもって編成した里甲は特殊のものであると断定している。ところが桂考によれば、「明初北方では人間が少く土地が広がったので、山西や陝西の無田の人民を移してその土地を屯田させた。したがってここでは屯田で里甲が決められた。屯地では一般に頃畝が狭く、社地では広がったから、屯地のことを小畝といい社地のことを広畝と呼んだ。ところが嘉靖初期にもなると、北方の官豪はもっぱら広畝の社地を独占し、小畝の税を納めようとしぬ云々」(『謝修復旧制以足國安民疏』皇明經世文編卷一百八十)と述べている。つまり桂考の認識によれば狭畝の屯地というものが明らかに特例としてあるのではなく、かなり量的にも多くかつ不均になげく存在とみなされているのである。また華北の地方志等にはかかる大畝・小畝の税負担の不均を指摘する史料が多く見受けられるところから、かかる屯地で構成された里甲もまた、明

初以来量的にかなり多くを占めていたと見るのが自然ではないだろうか。(4)本書二〇二―三頁に陶世儀なる人名が三箇所見え、巻末の索引でも陶世儀と呈示されている。ところが皇朝經世文編卷二十九「論魚鱗圖冊」なるものは、賀長齡が陸世儀の『思弁錄輯要』卷十六治平類の中から一部を抜萃したものであるから、陶世儀は陸世儀に改められるべきであろう。(5)最後に本書全体を通じての感想を述べると、(A)概略的形式的探究が多い反面問題意識が少ない憾みがある。このことは学説史的にも指摘出来ることで、本書には従来の諸研究が可能な限り網羅されているにも拘らず、それらを整理した鋭い問題意識に立脚しつつ、原典を処理して得られた解答の指摘が不鮮明な箇所が多い。しかしこのことは逆に里甲制研究の現段階を知るのに益しているともいえる。(B)各章各節ごとに論旨を要約する結語が附されていれば本書の利用価値は一層増したであろうが、しかし巻末に本書の構成とは別個に整理し直した要約が着けられているので、この点は救われる。(C)本文中に生の漢文原典の引用と読み下し文が頻出し、また原典中の熟語が本文中で数多く使用されていることは、従来の伝統的東洋史学関係論文の通弊であるが、本書においてもかかる傾向が目立つため、読者に読みずらい感じを与える。いかに難しい原典の積み重ねの上に導き出される行論ではあっても、平易に伝達する工夫が欲しかった。(D)著者は明実録・皇明經世文編・天下郡國利病書といった明代関係の基本的典籍は言うに及ばず、きわめて多くの地方志や私文集、更には政書の類までをも隅なく渉猟されているには、全く敬服させられる。この点、本書が里甲制研究の現状を知る上に適当な書物であるばかりでなく、利用の仕方次第では

明代社会経済史に関する史料集としても十分役立ち得る価値を持つであろう。

尚、筆者が本稿を脱稿したのと殆んど同時に山根幸夫氏によって本書の論評が公刊された(東洋学報第五四巻第二号、一九七二)ので、氏の的確な書評を是非併せ読まれることを切望する。ただ筆者がここで蛇足を加えたのは明代史研究に志す若輩の一人として栗林

氏の真摯な努力に敬服するとともに、著者の力量にあまり多くを期待するがゆえに、数々の注文を申し述べた結果となった。しかし筆者の浅学から、著者栗林氏の真意を汲み取れず、非礼に渉る点があれば御寛恕を願いたい。

(A5判三八三頁 一九七一年二月 文理書院 定価四〇〇〇円)

(京都大学大学院生)